

市政を問う!

一般質問

一般質問とは、議員が市政全般にわたり、市の考えを問うものです。今回の議会では、15人の議員が一般質問を行いました。掲載した内容は各議員本人が要約したものです。なお、全ての質問と回答は市議会ホームページの会議録で閲覧できます。(5月中旬掲載予定)



新河岸川緑道・斜面林等の整備を進めては
山田 敏夫 議員



新河岸川の遊歩道

問 県の水辺再生100プランで整備されて10年になる。緑道を補修し、荒れた状態の斜面林も整備しては。
答 緑道の維持管理について河川管理者である川越県土整備事務所と協議している。斜面林については、地域住民やボランティア団体等の意見を取り入れて考えていきたい。

問 コロナ禍で児童虐待が増加の傾向にあると指摘されているが、市の対策は。
答 子育て支援課が中心となり保健センター、子育て支援センター、学校等との連携を図り、支援

コロナ禍における児童虐待

問 公共施設に市民の絵画等を展示しては
答 ステラ・イーストがオープンするのに合わせ、市民の絵画等の展示を進めてはどうか。
問 新たな文化施設においても市民の多様な創作活動が発信できる展示機会の提供を行い市民文化の発展につなげていきたい。

公共施設に市民の絵画等を展示しては



子どもの居場所づくり
加藤 恵一 議員

問 子ども食堂などの現状は。
答 市内には、8カ所の子ども食堂を含めた居場所がある。

問 新型コロナウイルスの影響により活動を食堂の実施からお弁当の配布やフードパントリーに切り替えを行った。また、スペースを拡張し学習支援を実施するなど、各団体が感染防止に配慮した取り組みを行っている。
問 今後の課題は。
答 安定的に活動を続けるための人材の確保や新規利用者及び開設者の開拓が挙げられる。

問 活動団体への支援の取り組みは。
答 運営団体同士の交流機会を増やす試みや、子どもの居場所づくりの周知や担い手の発掘をすすめる。
問 イベントの開催など各



市内の子ども食堂の様子

コロナ禍での支援の取り組み

問 緊急事態宣言を踏まえた支援策の取り組みの一覧を市報やホームページに掲載しては。
答 子育て中の人、事業者への支援策など、対象を分けて情報提供を行っている。
問 他市町村の事例等を参考にしながら、必要としている人に確実に届くように情報発信に努める。



三芳スマートICフル化に伴う安全対策を
鈴木 美恵 議員

問 三芳スマートICフル化整備に伴う八軒家交差点改良については。
答 川越県土整備事務所、三芳町、県警と連携を図りながら整備計画を策定し進める。

問 八軒家交差点の安全対策について市の考えは。
答 土地開発行為に併せ、交差点に信号待ちができる待機場所の設置、



八軒家交差点

歩道幅を行うタイミングとしては良い機会であり、歩行者が安全安心に利用できるものと考えている。

災害時における外国人への配慮

問 外国人住民が年々増加する中、より一層外国人に配慮した防災・避難所整備が必要では。
答 指定避難所では掲示物へ英語標記を加えているほか、「指差し会話シート」を用意し、一定のコミュニケーションが取れるよう準備を行っている。

問 今後は、多言語に対応した6カ国語とやさしい日本語によるハザードマップを作成し、防災に関する知識や意識の向上に努める。



新しい生活様式を快適にする行政機能の実現
島田 和泉 議員

問 書かない窓口から来庁しない窓口への対応は。
答 多様な要望に応じた窓口体制の構築について、1点目の各種証明書のコンビニ交付は、令和3年10月から実施の予定である。

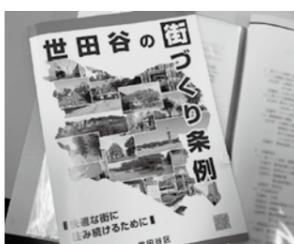
問 2点目のスマートフォンなどの携帯端末から電子申請で郵送受取は、電子決済による手数料収納が前提のため、電子決済導入も含め研究する。
問 3点目の書かない窓口の継続で対面サービスの望む人へ、コンビニ交付導入後も継続し、窓口支援システムの機能の拡充を図る。
問 デジタル情報弱者への支援は。
答 自治体においても、市民に対する日常的な情報提

供や災害時の情報提供、教育や福祉分野等の行政サービスを効率的に執行・提供する手段として積極的な活用を進めている。
問 第3次情報化基本計画で、誰もが情報サービスを利用できるよう講習会を実施すると方針を掲げている。3月にはプラスワン講座「Zoomの使用方講座」が実施された。今後、情報格差の解消に向け、各種講座等の継続実施を行う。



書かない窓口

要綱から条例づくりを
問 都市計画に関する包括的なまちづくり条例を検討するとしてきたが。
答 旧都市計画マスタープランで示したまちづくり条例は、世田谷区、多摩市、朝霞市などと同様のものとして、市の開発行為等指導要綱、中高層建築物の建築に係る紛



世田谷区パンフレット

争の防止及び調整に関する条例に網羅されており包括的に運用されていると考える。
問 紛争防止のための条例づくりを進める考えは。
答 他市のまちづくり条例は、大規模開発に伴う法的手続きの前段階で、事業者と周辺住民との事業計画に対する調整を行い、構想段階での届け出し、説明会の開催などの手続きを行うものとなっている。先進事例などを調査・研究する。

構想段階から説明を



長谷工マンション 住民への説明不足では
鈴木 啓太郎 議員

問 令和元年7月31日に長谷工コーポレーションによる職員向け説明会の存在を当初明らかにしなかったのは。
答 事業者と関係各部署が集まった会議において、計画段階の内容について説明したこと自体は守秘義務の対象となる。後に情報公開請求を受けて適正に公開された同会議の議事録などは守秘義務の対象とはならないと考える。